

令和 7 年度 静岡県私立高等学校等奨学給付金申請のご案内

- 静岡県では、高校生等の授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するため、一定の所得以下の世帯(生活保護(生業扶助)世帯・非課税世帯等)に対し、返済の必要のない「奨学給付金」を支給しています。
- 給付金は、生徒の授業料以外(教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA 会費、入学学用品費、オンライン学習等の通信費等)の教育費に使用していただき、それ以外の目的には使用しないでください。
- 奨学給付金の申請を希望する方は、
 - (1)本校が静岡県内の高等学校等に在学している場合は、各私立学校
 - (2)本校が静岡県外の高等学校等に在学している場合は、直接静岡県庁に申請書等の必要書類を提出してください。
- 静岡県外に居住している場合は、居住している都道府県に申請してください。

【提出期限】 **令和7年9月30日(火) 必着**

※郵送の場合は期限日の消印まで

【提出方法】 持参又は郵送

※静岡県内の高等学校等に在学している場合は
各学校の指示する期限内に各学校宛てに提出してください。

支給要件

<平成 26 年4月1日以降に高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した生徒が対象です。>

(又は学び直し支援の対象の方)

令和7年7月1日(基準日)現在において、次の全ての要件に該当する方が対象となります。

項目	支給対象要件
1	保護者等(親権者、未成年後見人等)が、静岡県内に住所を有している方
2	保護者等全員の令和7年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0 円)又は、 対象生徒が生活保護(生業扶助)の決定を受けている世帯であること。 【専攻科のみ】上記の要件に該当する世帯に加えて 令和7年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額が 105,500 円未満である世帯又は道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額が 264,500 円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯であること
3	高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する方、学び直し支援金の対象の方、専攻科支援金の対象の方

※ 未申告の場合は、必ず確定申告を行ってから提出してください。

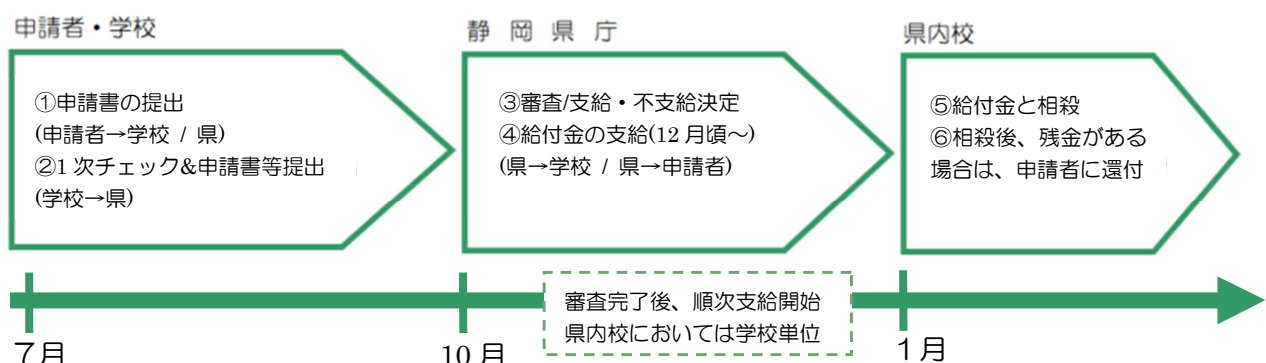
※ 保護者等のうち一方が海外勤務で日本国内に住所がない場合、もう一方の保護者等が住民税非課税であっても保護者等全員が非課税であることを証明できないため、申請は不可となります。

(注)「高校生等」には、次の方は含まれません。(給付の対象外となります。)

対象外

- ・特別支援学校の高等部に在学されている方
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている方
- ・静岡県私学振興課以外から、本給付金と同様の補助を受けている方
- ・令和7年度において家計急変により、奨学給付金が支給(予定)される方

申請から支給までの流れ



- ・ 提出いただいた申請書類については、静岡県庁において1件ずつ審査を実施しています。
- ・ このため、全体の申請件数によっては、申請された時期から給付金が支給されるまでに数か月間のお時間をいただきます。
- ・ 概ね年末までには審査を完了する予定ですが、多少前後する場合があります（審査の結果については、支給決定通知書又は不支給決定通知書を交付します）。
- ・ 静岡県内の学校については、授業料以外の経費と給付金とを相殺後に残金がある場合は、学校から各申請者に還付するため、振込み時期等は各学校事務にお問い合わせください。
- ・ 昨年度申請いただいている場合は、昨年度と支給時期が異なる場合がありますので、御承知おきください。

給付金の支給額（年額）

在学する学校や扶養（健康保険上の扶養被扶養の関係）する兄弟姉妹により、以下の給付額となります。

〈参考：通算3回（定時制・通信制は4回、専攻科支援対象者は2回）が上限、学び直し支援対象者はこれに加え1回〉

世帯の区分	高等学校等の種類及び課程等		
	通信制及び 高等課程等専攻科以外	通信制	高等学校等専攻科
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が決定されている世帯	52,600円 【生活保護（生業扶助）】	52,600円 【生活保護（生業扶助）】	—
令和7年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税の世帯 <u>※保護者等全員が該当すること</u>	152,000円 【全日制】	52,100円 【通信制】	52,100円 【専攻科】
【専攻科のみ】 令和7年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額が105,500円未満である世帯	—	—	10,420円
【専攻科のみ】 令和7年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額が264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯	—	—	10,420円

提出書類に関する注意点

※提出前に提出書類の不足がないか、記入もれがないか等を必ず確認してください。

※提出書類の詳細は、「奨学給付金(通常分)提出書類チェックリスト」を御確認ください。

- ・提出書類に不備等がある場合、不認定となる可能性があります。
- ・申請書等を書き間違えた場合、訂正印を押印の上、修正してください。
- ・修正にあたって、修正テープ等は使用しないでください。
- ・フリクションペン等の消せるボールペンを使用しないでください。

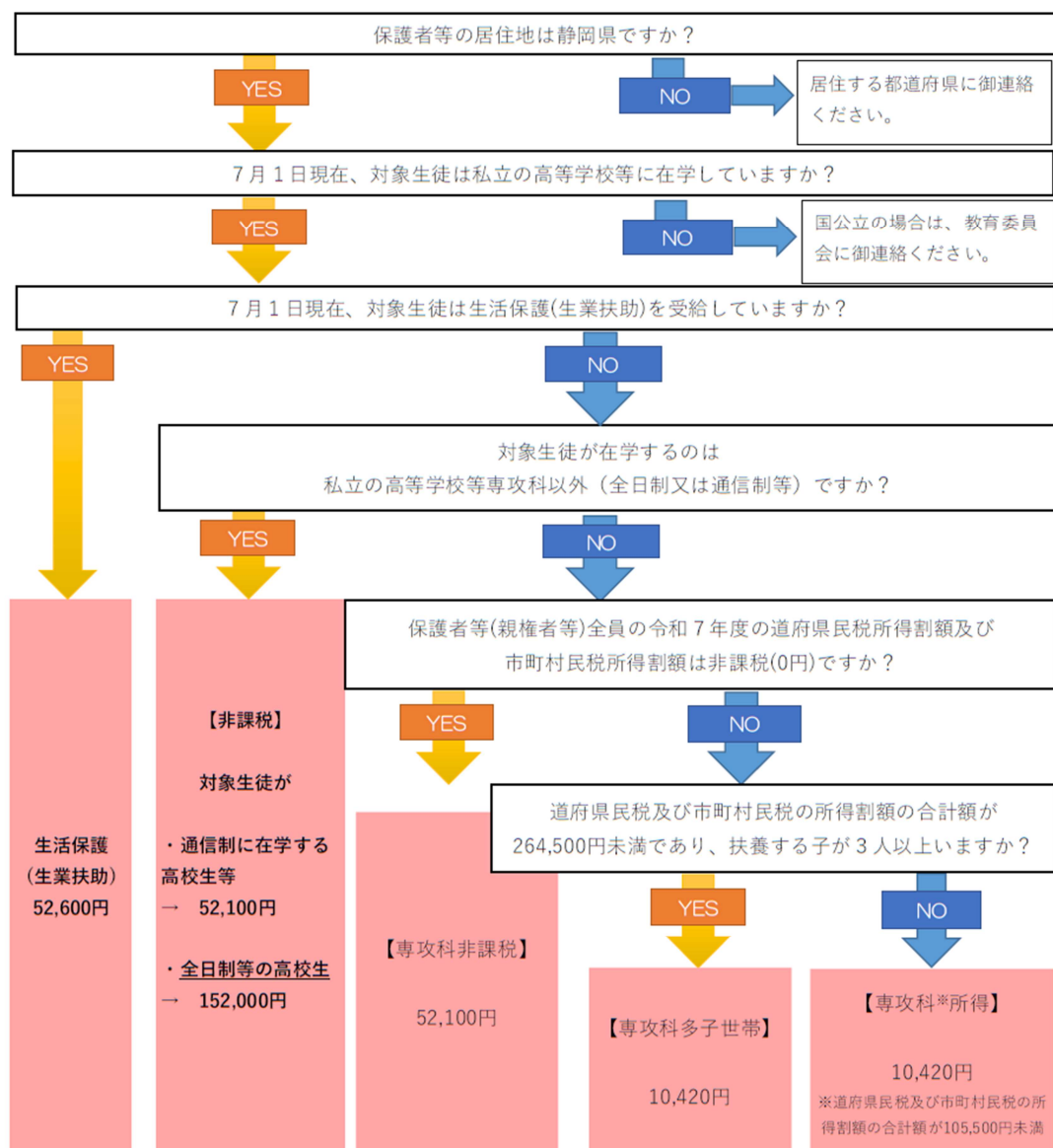
対象確認フローチャート

支援対象世帯の確認フロー図

※保護者等(親権者等)全員の令和7年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が
非課税(0円)等の世帯が対象となります。

【専攻科のみ】

令和7年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額が105,500円未満又は道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額が264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯も対象となります。



その他

- ・ 災害等により着用を義務づけられている制服が喪失、毀損した場合、制服を再購入する経費に対し、本給付金に上乗せして加算金を支給することが可能です。該当する方は、学校に御相談ください。
- ・ 家計急変世帯向けの制度（静岡県私立高等学校等奨学給付金（家計急変））があります。（ただし、本給付金と重複して受給することはできません。）詳細は、静岡県のホームページを御参照ください。
- ・ 在学する学校が静岡県内の国公立の高等学校等の場合は、静岡県教育委員会高校教育課にお問い合わせください。（電話番号 054-221-3110、メール kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp）

お問い合わせ先

- ・ 静岡県内の高等学校等に在学している場合 ⇒ 各学校事務
- ・ 静岡県外の高等学校等に在学している場合 ⇒ 県庁私学振興課

私学振興課連絡先

※電話お問合せ受付時間：平日の午前9時30分～12時、午後1時～5時まで

住 所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 西館3階

電話番号 054-221-2009 又は 054-221-2065

M a i l shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/1002738/1054891.html>